

第七十五回帝國議會  
衆議院

# 會計検査院法中改正法律案委員會會議錄(速記)第九回

## 會議

昭和十五年三月十七日(日曜日)午前十時二十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 古屋 慶隆君

理事則元卯太郎君 理事木原 七郎君

理事金澤 正雄君 理事淺井 茂猪君

福田關次郎君 長井 源君

星 一君 木村作次郎君

服部 岩吉君 菊地養之輔君

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 木村 尙達君

出席政府委員左ノ如シ

内閣恩給局長 平木 弘君

内閣統計局長 川島 孝彦君

法制局參事官 森山 鏡一君

司法政務次官 星島 二郎君

司法參與官 子爵高木 正得君

司法省民事局長 坂野 千里君

司法書記官 石田 壽君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

會計検査院法中改正法律案(政府提出)

委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

大正十一年法律第五十二號中改正法律案

(統計資料實地調査ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

裁判所構成法中改正法律案(政府提出)

恩給法中改正法律案(政府提出)

○古屋委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、去

ル十五日本委員付託ノ議案ニ付キマシテ

ハ、何レモ大體質疑ヲ終了シタノデアリマ

スルガ、慣例ニ依リマシテ討論採決ニ入ル

前ニ、簡單ナ質疑ハ之ヲ許シマス、希望ノ

御方ハゴザイマセスカ——御希望ノ方ハナ

イト認メマスカラ、各委員ヨリノ通告ニ依

ル質疑ハ、是ヲ以テ終了致シマシタ、仍テ

質疑ヲ打切りマシテ討論ニ入りタイト思ヒ

マス、御異議ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○古屋委員長 御異議ナシト認メマス、是

ヨリ會計検査院法中改正法律案、委託又ハ

郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案、大正

十一年法律第五十二號中改正法律案、裁判

所構成法中改正法律案及ビ恩給法中改正法

律案ヲ一括議題トシテ討論ニ入りマス、別

ニ御發議ハゴザイマセスカ

○則元委員 只今上程セラレマシタ各案ニ

付キマシテハ、總テ原案ニ賛成致シマス

○金澤委員 政友會ヲ代表致シマシテ、議

題ニナツテ居リマス全部ニ付テ賛成ヲ致シ

マス、唯一寸希望ヲ述べテ置キタイノハ、

例ノ委託及ビ郵便ニ依ル戸籍届出ノ問題デ

ゴザイマスガ、實際上ノ問題トシマシテ、

郵便ノ時ハ問題アリマセマスガ、委託ト云フ

問題ニ付キマシテ、裁判所ノ非訟事件トシ

テ證據固メヲナサル時ニ、一體委託ガアル

カ否ヤト云フコトガ、書面ニ依ツテ委託

ナレバハ明カデアリマスガ、然ラザル場

合ニ於キマシテハ、大體ノ四圍ノ狀況ヲ能

ク御推察願ヒマシテ、其ノ社會的ノ狀況ニ

能ク合フヤウニ、希望ガ達成セラレマスル

ヤウニ、唯單ニドウモ確實ナル證據ナシト

シテドンノ、刎ラレナイヤウニ、普通ノ裁

判事件ト違ヒマスル點ヲ能ク御諒察ヲ願ヒ

マシテ、各裁判所ニ御訓示アラントヲ希

望スル次第デアリマス

ソレカラ尙ホ恩給ニ付キマシテハ、如何

ニモ一方ニ於キマシテハ恩給亡國ト云フ聲

モアリマス、併シナガラ恩給額ノ支給増額

ノ今日ニ於キマシテモ、三分ノ二ハ兵隊サ

ンニナツタ人デアリマス、今後二三年先ニ

ナリマス、或ハ五分ノ四マデ兵隊サン

ニナツタ方ノ恩給支給デアルカト存ジマス

スルガ、一方ニ於テハ二億六千万圓トカ云

フ豫算モアリマスルケレドモ、自分ノ身

命ヲ抛チ、而モ又其ノ出テ居ル間ニ於テハ、

家庭的ニモ色々犠牲ヲ拂ツテ居ル人デア

リマス故ニ、ヤハリハ十分ニ致シテヤリ

タイト存ジマス、其ノ他ニ付キマシテ考ヘ

テ見マス、今日ノ支給額トシテハ僅カ

文官ノ判任官ノ支給額ガ千三百萬圓、一

人當リ四百圓程度ノモノニナツテ居リマス

ルガ、兵隊サンニナツテ、三年位デ恩給

ニナツタノト違ヒマシテ、十七年以上二

十年、二十五年ト云ツタヤウニ一生ヲ捧

ガタ判任官ガ、僅ニ一箇月三十圓位デ暮シ

ヲシナケレバナラス、是ハトモ恩給ニ依

ツテ老後ヲ救フト云フ恩給法ノ趣旨ニ合致

シナイヤウナ、即チ生活ノ保障ニナラナイ

ヤウナ少額ノ程度ノモノデゴザイマスルカ

ラ、是等ニ付テハ今後ノ御研究ニ俟ツテ、

是非何トカ此ノ趣旨ノ通ルヤウニ考ヘテ裁

キタイ、斯ウ考ヘテ居リマス、以上希望ヲ

述べマシテ五案トモ賛成致シマス

○菊地委員 私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマ

シテ、各法案ニ對シ全部賛成ノ意ヲ表シマ

ス、但シ此ノ際希望ノ二三ヲ申上ゲタイト

存ジマス

第一ハ裁判所構成法中改正法律案ニ對シ

### 付託議案

會計検査院法中改正法律案(政府提出)(第六八號)  
委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)(第五八號)  
大正十一年法律第五十二號中改正法律案(統計資料實地調査ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)(第六一號)  
裁判所構成法中改正法律案(政府提出)(第七八號)  
恩給法中改正法律案(政府提出)(第八一號)

マシテハ、司法部職員、殊ニ書記並ニ雇員ノ待遇ハ、他ノ行政部職員ニ比ベマシテ劣悪ナリト思フノデアリマス、此ノ際は等ノ書記並ニ雇員ニ對シマシテ、物質上又ハ精神上ニ於テ是ガ向上ヲ期セラレタイト云フコトデアリマス

第二ハ恩給法中改正法律案ニ對スル希望デアリマスガ、本法ノ遺族中ニ、出征當時事實上婚姻關係ニアリシ妻、並ニ其ノ間ニ生レタル子供ヲ加フル旨ノ改正ヲ、十分御考慮ヲ願ヒタイノデアリマス、尙ホ本法中ニ公務員及ビ之ニ準ズベキモノニ雇員ヲ包含セシメ、雇員並ニ其ノ遺族ヲ救済スル方法ヲ御考下サルカ、又ハ別個ニ法律ヲ設ケラレマシテ、是ガ救済方法ヲ考ヘテ戴キタイノデアリマス、以上ノ希望ヲ申上ゲマシテ賛成ノ意ヲ表シマス

○古屋委員長 討論ハ終結致シマシタ、是ヨリ採擇ニ入リマス、採擇ノ方法順序ハ、會計検査院法中改正法律案及ビ本委員會ニ付託セラレマシタ他ノ四法律案ヲ、一括シテ採擇スルコトニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○古屋委員長 御異議ナシト認メマス、仍テ會計検査院法中改正法律案外四件ニ付キ賛成ノ御方ノ起立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○古屋委員長 起立總員、會計検査院法中改正法律案外四件ハ可決セラレマシタ、此ノ際一言申上ゲマス、本委員會ニ付託セラレマシタ五法律案ニ付キマシテハ、前後九回ニ互ツテ委員會ヲ開會致シマシテ、各委員諸君ニハ非常ナ熱意ヲ以テ御審議ヲ進メラレ、圓滿裡ニ全會一致ヲ以テ可決セラレマシタルコトハ、委員長ノ深ク感謝シ御禮

ヲ申上ゲル所デアリマス、本日ハ之ヲ以テ散會致シマス

午前十時三十六分散會